

東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報(平成26年8月18日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/image1.pdf>

平成26年8月18日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	その他	点検計画上で廃止した呼吸保護具の点検項目(3ヶ月に1回の外観点検)が社内マニュアルへ反映されていないことを確認した。当該保護具の点検を実施し、社内マニュアルを見直し。	G III 以下

3. G III グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	補助建屋差圧計の動作不良を確認した。当該計器を点検・修理。	